

## 声明

### 中部電力の安全審査申請に厳重に抗議する

平成26（2014）年2月14日

浜岡原子力発電所差し止め訴訟弁護団

本日、中部電力は浜岡原子力発電所4号機について、原子力規制委員会に対して安全審査を申請したと発表した。私たちは、この暴挙に対して、強く抗議する。

浜岡原子力発電所は、南海トラフ巨大地震の予想される震源域直上に立地する世界一危険な原子力発電所である。また、東北地方太平洋沖地震によって、世界の原発史上最悪の事故を起こした福島第一原発と同型の「沸騰水型原子炉（BWR）」である。

東北地方太平洋沖地震を受けて、地震に関する従来の科学的知見については根本的な見直しを迫られている。

内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」は、東北地方太平洋沖地震を受けて、南海トラフで発生する地震想定について見直しを行い、その領域を駿河湾から日向灘沖までのMw9.1を想定し、これによって、浜岡原発敷地周辺に到達する津波が最大19mになるとした。しかし、これは、あくまで一般防災の観点からの想定であって、「地震・津波は自然現象であり不確実性を伴うものであることから、震度分布・津波高はある程度幅を持ったものであり、それを超えることもあり得ることに注意することが必要である。したがって、今回の検討は、一般的な防災対策を検討するための最大クラスの地震・津波を検討したものであり、より安全性に配慮する必要がある個別施設については、個別の設計基準等に基づいた地震・津波対策が改めて必要である」とした。この「より安全性に配慮する必要がある個別施設」が、浜岡原発を指していることは明白である。

そして、原子力規制委員会が定めた「津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」では、南海トラフと南西諸島海溝とを1つの領域として考え、既往津波の発生事例に捉われることなく、この領域を津波波源とするよう求めている。その時に発生する津波の規模は参考値だとはしながら、最大Mw9.6としている。原子力規制委員会は、南海トラフの巨大地震モデル検討会が示した想定よりも、はるかに大きな規模の津波を想定すべきだと示したのである。

そこで、私たちは、現在東京高等裁判所に係属中の浜岡原子力発電所運転差し止め訴訟において、中部電力に対し、このような最悪の想定を踏まえ、津波審査ガイドなどに従う

つもりか、具体的に明らかにするよう強く求めてきた。また、裁判所も、中部電力に対して反論の提出を再三要求してきた。

しかし、中部電力は、この回答を引き延ばし、法廷では、安全審査申請に向けて準備中というだけで、地震と津波の対策について、福島第一原発の事故に対する反省からこれまでの想定をどのように見直すかについて、何らの主張も明らかにしてこなかった。中部電力が、裁判＝司法判断の場において、その詳細を隠蔽したまま安全審査申請したのは、世界一危険な浜岡原子力発電所を再稼働させ既成事実化しようとする態度に他ならず、本訴訟を軽んじたものである。そこにはその安全性を真摯に検証し、正々堂々議論するという姿勢は微塵も感じられない。三権分立の一翼を担う司法というガラス張りの場において、裁判所および原告・控訴人らへの一切の説明を欠いたまま、再稼働申請手続のみを先行させようというその姿は、福島第一原発事故以前の、真実を押し隠し規制をかいくぐる従来の手法を踏襲しようとしているものとしか評価できない。

浜岡原子力発電所は、地理的に日本の東西南北の中央付近に位置しており、ひとたび浜岡原子力発電所が事故に見舞われれば、静岡県民のみならず、日本の首都圏及び中部圏地域まで広範囲が放射能で汚染され、長期にわたって日本全体が壊滅的な打撃を被ることは必然である。

よって、私たちは、本日4号機の安全審査を請求した中部電力に対し強く抗議し、その違法性を法廷において明らかにし、必ずや来るべき司法判断によって再稼働阻止を実現することを宣言する。

以 上